

自動車の移転(変更・抹消)登録は忘れずに!

～ 自動車の登録状況を確認してみましょう ～

自動車税の納付時期(例年5月)になると、皆さまからの問い合わせを多数いただきます。
自動車税は、**4月1日午前0時現在の登録名義人である所有者に課税されます**ので、自動車の売買や住所変更(転居など)をしたときは、次のことにご注意ください。
※令和元年10月から、自動車税は「自動車税種別割」に名称が変わりました。

自動車税に関するQ&A



手放した自動車の納税通知書が届いた!

A 自動車税は、4月1日午前0時現在の登録名義人である所有者(割賦販売などで所有権が留保されている場合は使用者)に課税されますので、移転や抹消の手続きをしないと、もとの所有者に課税されます。
自動車を下取りに出したり、他人に譲ったときは、必ず運輸支局で登録の手続きをしましょう。
※3月末までに登録をしないと、翌年度分の税金が課税されます。



転居して住民票は移したのに、自動車税納税通知書が届かない!

A 自動車税の納税通知書は、運輸支局に登録されている住所(自動車検査証に記載されている住所)に送付されますので、住民票の異動だけでは新しい住所へ送付されません。
転居したときは、必ず運輸支局で車検証の住所変更の手続きをしましょう。
※3月末までに手続きをしないと、新しい住所に送付されます。



車検切れで使用していない自動車にも、自動車税は課税されるの?

A 車検が切れた自動車でも、登録がされている限り自動車税が課税されます。
壊れて動かなくなったり、使わなくなった自動車は、運輸支局で抹消の手続きをしましょう。
抹消された翌月から、月割で課税されなくなります。すでに年税額を納めている場合は、抹消した翌月以降の税金は還付されます。
※3月末までに抹消登録すれば、翌年度は課税されません。



※登録に関する手続きは、運輸支局や南会津
自家用自動車組合、自動車販売店、整備工場
などにお尋ねください。



福島県南会津地方振興局県税部
電話 0241-62-5212
0241-62-5214